

# 1/29 (月) の行事

報道発表資料の配付日時 令和6年1月25日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度(2023年度)北海道いじめ問題審議会(第2回)の開催について		
記者レクのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 令和5年度(2023年度)北海道いじめ問題審議会(第2回)の開催 標記の審議会を、次のとおり開催します。 なお、開催の案内は、北海道教育委員会のホームページに掲載する 予定です。</p> <p>1 日 時 令和6年(2024年)1月29(月) 10:00 ~ 12:00</p> <p>2 場 所 かでの2・7(北海道立道民活動センター) 110会議室</p> <p>3 議 事 (1) 令和4年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する 調査について (2) その他 ※非公開 ※審議会は公開で行いますが、内容により一部非公開とする場 合があります(公開は冒頭10分程度を予定しております)。 ※会議中において、写真撮影、録画、録音等はできません。</p>		
参 考			
報道(取材) に当たって			
担 当 (連絡先)	教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係 山本 TEL 011-204-5887 (内線 35-673)		

# 北海道いじめ問題審議会傍聴要領

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道いじめ問題審議会（以下「会議」という。）の傍聴を希望する方は、事前に電話等で申し込みいただくか、当日、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴は10名内とし受付の先着順で、定員になり次第締め切ります。ただし、報道関係者の取材については別に許可します。

## 2 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、私語等は慎み拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議中において、飲食（軽飲料を除く。）及び喫煙などはできません。
- (3) 会議中において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

## 3 傍聴をすることができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる方
- (2) 会議の妨害になると認められるものを携帯している方
- (3) 前2号のほか、会長において傍聴を不相当と認める方

## 4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、会長の指示より退場していただく場合があります。